出典:裁判所ホームページ(https://www.courts.go.jp)の裁判例情報をもとに作成

事件番号	平成 11(受)1345	原審裁判所名	大阪高等裁判所
事件名	取立債権請求事件	原審事件番号	平成 11(ネ)770
裁判年月日	平成 13 年 3 月 13 日	原審裁判年月日	平成 11 年 7 月 23 日
法廷名	最高裁判所第三小法廷		
裁判種別	判決		
結果	棄却		
判例集等	民集 第 55 巻 2 号 363 頁		

判示事項	抵当不動産の賃借人が抵当権設定登記の後に賃貸人に対して取得した債権を自	
	働債権とする賃料債権との相殺をもって賃料債権に物上代位権の行使としての	
	差押えをした抵当権者に対抗することの可否	
裁判要旨	抵当権者が物上代位権を行使して賃料債権の差押えをした後は、抵当不動産の	
	賃借人は、抵当権設定登記の後に賃貸人に対して取得した債権を自働債権とす	
	る賃料債権との相殺をもって,抵当権者に対抗することはできない。	

全 文

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人置田文夫、同後藤美穂の上告受理申立て理由について

【要旨】抵当権者が物上代位権を行使して賃料債権の差押えをした後は,抵当不動産の賃借人は,抵当権設定登記の後に賃貸人に対して取得した債権を自働債権とする賃料債権との相殺をもって,抵当権者に対抗することはできないと解するのが相当である。けだし,物上代位権の行使としての差押えのされる前においては,賃借人のする相殺は何ら制限されるものではないが,上記の差押えがされた後においては,抵当権の効力が物上代位の目的となった賃料債権にも及ぶところ,物上代位により抵当権の効力が賃料債権に及ぶことは抵当権設定登記により公示されているとみることができるから,抵当権設定登記の後に取得した賃貸人に対する債権と物上代位の目的となった賃料債権とを相殺することに対する賃借人の期待を物上代位権の行使により賃料債権に及んでいる抵当権の効力に優先させる理由はないというべきであるからである。

そして、上記に説示したところによれば、抵当不動産の賃借人が賃貸人に対して有する債権 と賃料債権とを対当額で相殺する旨を上記両名があらかじめ合意していた場合においても、 賃借人が上記の賃貸人に対する債権を抵当権設定登記の後に取得したものであるときは、物 上代位権の行使としての差押えがされた後に発生する賃料債権については、物上代位をした 抵当権者に対して相殺合意の効力を対抗することができないと解するのが相当である。

以上と同旨の見解に基づき、本件建物について賃貸借契約を締結した上告人とD建築株式 会社との間において上告人が本件根抵当権設定登記の後に取得した同社に対する債権と同社 の上告人に対する賃料債権とを対当額で相殺する旨を合意していたとしても、被上告人によ る物上代位権の行使としての差押えがされた後に発生した賃料債権については、上記合意に 基づく相殺をもって被上告人に対抗することができないとした原審の判断は、正当として是 認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。 よって、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 千種秀夫 裁判官 元原利文 裁判官 金谷利廣 裁判官 奥田昌道)

※参考: 判例タイムズ 1058 号 89 頁、判例時報 1745 号 69 頁、金融商事判例 1116 号 3 頁、 最新・不動産取引の判例 (RETIO) 265 頁